

(別添)

「ポスト・コロナ社会を見据えた先進技術を活用した令和の社会課題解決実践型のまちづくり」に関する事業連携協定の締結について

KOBE  × ^{NTT} docomo

事業連携協定の締結について

—海と山が育むグローバル貢献都市の実現に向けて—

神戸市  NTTドコモ

2022年3月11日 共同会見

NTTドコモとの連携協定

KOBE  × ^{NTT} docomo
UNESCO City of Design

2016年4月～(3年間)

「ICT及びデータ活用」に関する事業連携協定

2019年3月～(3年間)

「ICTを活用した安全安心なまちづくり」に関する事業連携協定

2022年3月～(3年間)

「ポスト・コロナ社会を見据えた先進技術を活用した令和の社会課題解決実践型のまちづくり」に関する事業連携協定

※ 取り組み強化を目的とした3期9年間の更新は両者とも初

これまでの協定の成果（2019年3月～）

【交通】 AI搭載ドラレコを活用した市バス運行モニタリング

概要：ヒヤリハット箇所検出と交通データを分析

実績：データに基づく「注意喚起マップ」を可視化

データ社会推進協議会で大賞を受賞（2021.10）

神戸市成果

注意喚起マップを現場で活用し、
危険ポイントを共有

NTTドコモ成果

次世代MaaS PF「Maxiv」事業化



3

【介護】 プライバシー配慮型センシング技術の実証

概要：睡眠状況や起床回数などを非接触で可視化

実績：現場の負担軽減・介護の品質向上に目途

施設運営と介護商材開発を行う市内企業との連携へ

神戸市成果

市内施設にて実際に活用中

NTTドコモ成果

非接触型センサー「tellus」
を用いた介護パッケージ化



4

【防災】 省電力ワイヤレスカメラによる河川遠隔監視

概要：「仮想水位計」で河川氾濫を24時間モニタリング
 実績：増水のピークの時間差は10分以内、水位の誤差は平均16%（2時間後までの水位予測）

神戸市成果

令和2年7月から4河川にカメラを設置し、モニタリングを実施

NTTドコモ成果

AIを活用した河川監視システムを商品化



※上記のビューア画面は開発中のものです。

次期協定の概要

2022年3月～（3年間）

「ポスト・コロナ社会を見据えた先進技術を活用した令和の社会課題解決実践型のまちづくり」に関する事業連携協定
 –海と山が育むグローバル貢献都市・神戸の実現に向けて–

(1) 7つの注力領域での先進技術を活用した事業の創出

交通 介護 防災 + 観光 環境 教育 医療

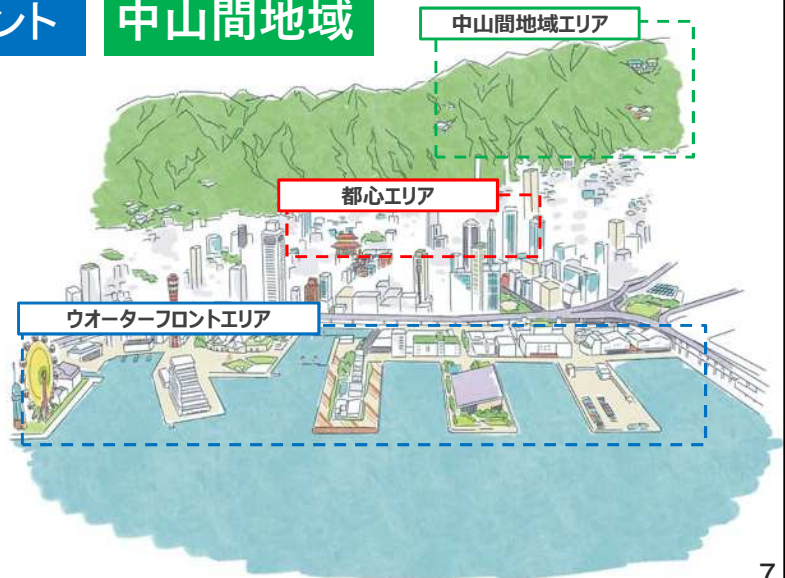
(2) 3つの重点エリアで地域連携した事業モデルの創出

重点3エリア

都心 **ウォーターフロント** **中山間地域**

事業を展開する舞台に、
神戸市の誇る海・山・街
から重点3エリアを定義

ドコモ社が持つ先進技術
を活用し、
社会課題解決実践を産学
官民が連携して推進



7

NTTドコモとの
より密接な連携によって
神戸市民のより良い暮らしの実現を
目指します

8

連携協定の背景

なぜ、ドコモは神戸市と連携を強化したいのか？

ポイント①

イノベーションに
前向きであること

ポイント②

国際性や多様性を
育める街であること

ポイント③

風通しがよいこと

×

情報通信技術で
街の利便性向上
に貢献したい

通信サービスで
人々の生活を
豊かにしたい

神戸市を取り巻く様々な社会課題



着目する社会課題 1



観光 × **教育**

課題

多様化する観光ニーズと
資源のミスマッチ

×

観光業を担う人材不足

取り組み 1

観光 × **教育**

目指す姿：神戸市に来た観光客に、今までに無い”観光体験”を

取り組み



観光ルート・事業モデルを学生が検討



支える技術

AR技術



AI多言語翻訳



羽根のないドローン



IN 都心（三宮/元町など）エリア

着目する社会課題 2



交通 × 防災

課題

意外と不便な乗り換え

×

再開発に合わせた防災対策
の見直し

取り組み 2

交通 × 防災

目指す姿：再開発に合わせた快適な交通や災害に強いまちづくり

取り組み



混在状況の可視化
未来の防災シミュレーション



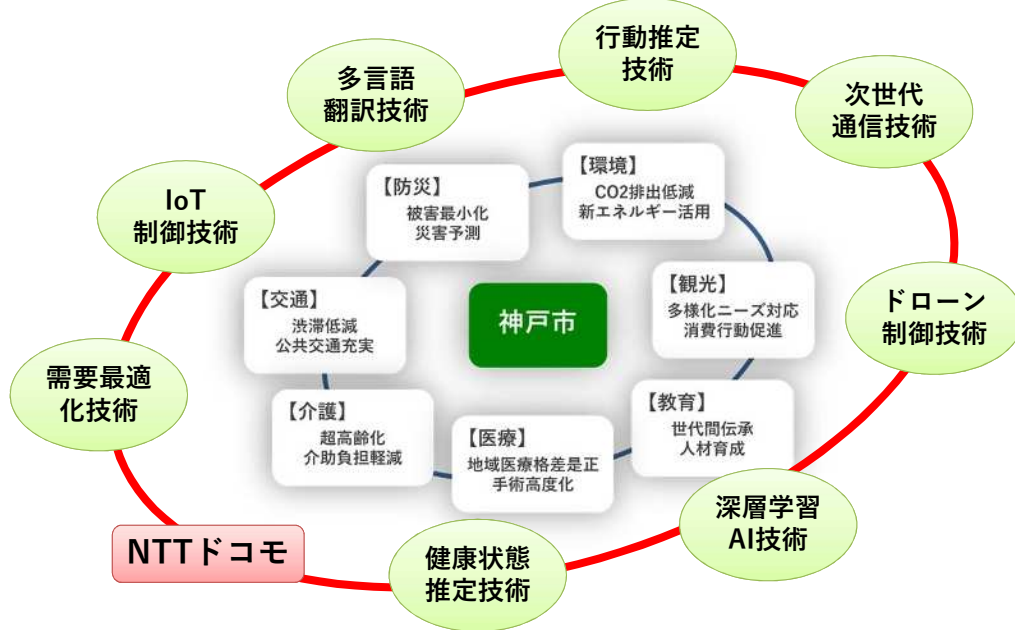
支える技術

モビリティ・人流データ × オープンデータ ⇒ 分析



IN ウォーターフロントエリア

各社会課題に最適な先進技術を実装



デジタイジングザワールド

ドコモはプライバシーに配慮した仮想世界を創出



人々の生活がより豊かになる技術の価値検証を実施

一人ひとりが輝き、寄り添いながら、あらゆる可能性が広がっていく社会へ

Wellbeing Society

自分の能力を発揮し
やりがいや生きがい
を実感する個人



確立される「個」と
その個がほどよく寄り添い
支え合う社会



人間中心の産業変革と
新たなエコシステム構築
による持続的成長



神戸市との
より密接な連携によって
世界の手本となるような
社会解決型のまちづくりを
目指します

協 定 書

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社NTTドコモ（以下「乙」という。）は、ポスト・コロナ社会を見据えた先進技術を活用した令和の社会課題解決実践型のまちづくりに関して、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、データやデジタル技術の活用を通じて、甲の社会課題の解決並びに市民の利便性の向上を目指すスマートシティを進めるにあたり、乙が保有する先進技術を活用して、甲及び乙が相互に連携して取り組むために必要な甲乙間の基本合意を定めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野、地域、事業について、重点的に連携・協力して事業を企画し実施する。

（1） 連携して取り組む事業分野

「交通」、「介護」、「防災」、「観光」、「環境」、「教育」、「医療」

（2） 重点対象地域

「都心エリア」、「ウォーターフロントエリア」、「中山間地域エリア」

（3） 重点実施事業

- ・ 大学と連携した観光事業モデルの検討、推進
- ・ 研究機関と連携した防災シミュレーション高度化
- ・ 5Gを活用したエンターテインメント事業の創出
- ・ その他、本協定の趣旨を実現するために必要な事業

2 甲及び乙は、本条に定める事項の一部を、甲乙協議により乙の関係会社を実施させることができるものとする。

3 本協定の締結及び各事業の実施等（各事業の実施に関わる覚書の締結を含む）について、甲及び乙はそれぞれプレスリリース及び各種メディアにおけるプロモーション等を行うことができる。ただし、その内容及び方法についてはあらかじめ甲乙協議して合意の上で実施するものとする。

（協議の実行）

第3条 前条に掲げる事項を効果的に推進するため、甲と乙の双方に窓口を設置し、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項及びその権利義務については、前項に掲げる事項を実施する際に、別途、甲乙合意のうえ書面により決定するものとする。

（費用負担）

第4条 本協定に基づく甲及び乙の活動に要する費用は、甲及び乙の各々の負担とする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解除を申し出る場合、解除予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

また、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ変更を行う。

(実績報告)

第7条 乙は、本協定に基づいた当年度の連携事業の報告書を甲の窓口に提出するものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本協定を通じて相手方から秘密である旨を明記した書面その他の有形な媒体により開示された相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を本協定の目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏えいしてはならないものとする。なお、口頭、電子メール、視覚的手段等、有形な媒体以外の媒体、手段により開示された情報については、開示の際に、開示者から被開示者に対し秘密である旨が伝達され、かつ、開示後30日以内に当該情報を書面化し、秘密である旨を明記して被開示者に提供されることにより、秘密情報とみなされるものとする。ただし、被開示者が次に掲げる各号の一に該当することを立証し得た情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示される以前に公知であった情報
- (2) 開示される以前に自らが既に保有していた情報
- (3) 開示された後、自らの責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- (4) 開示された後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
- (5) 開示された後、正当な権原を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報

2 甲又は乙は、裁判所又は行政機関からの照会（法令上の照会権限を有する者からの罰則を伴った照会に限る）又は法令に基づき秘密情報を開示する旨の請求又は命令（以下「開示請求等」という）を受けた場合、当該開示請求等の対象となる秘密情報に限り、必要最小限の範囲において、開示することができるものとする。ただし、相手方への事前の書面による通知を行うことを条件とする。

3 第5条の定めにかかわらず、前二項の定めは、本協定終了後もなお有効に存続するものとする。

(著作権の帰属)

第9条 第3条に基づき書面により合意された実施事項の実施過程において、甲乙がそれぞれ単独で創作した著作物は、創作した者に著作権が帰属するものとする。

2 第3条に基づき書面により合意された実施事項の実施過程において、甲乙共同で創作した著作物の著作権の帰属については、原則として均等持分の共有の権利とし、その権利の取扱いについて甲及び乙は別途協議の上、これを定めるものとする。

3 前二項に関する著作物を第3条に基づき書面により合意された実施事項の実施過程において、甲又は乙が使用及び利用する必要がある場合には、当該著作物の権利者に何等の対価を支払うことなく、当該著作物を使用及び利用することができるものとする。なお、甲及び乙の業務委託先に使用及び利用させる場合についても同様とする。

(発明等の取扱い)

第10条 第3条に基づき書面により合意された実施事項の実施過程において、甲乙がそれぞれ単独で発明、考案及び意匠の創作（以下、併せて「発明等」という。）をなしたものは、発明等を行ったものに発明等に係る権利が帰属するものとする。

2 第3条に基づき書面により合意された実施事項の実施過程において、甲乙共同で発明等した場合には、原則として均等持分の共有の権利とし、その権利の取扱いについて甲及び乙は別途協議の上、これを定めるものとする。

3 前二項に関する発明等に係る権利を第3条に基づき書面により合意された実施事項の実施過程において、甲又は乙が実施する必要がある場合には、当該発明等に係る権利を保有する者に何等の対価を支払うことなく、当該著作物を使用及び利用することができるものとする。なお、甲及び乙の業務委託先に実施させる場合についても同様とする。

(権利・義務の移転)

第11条 甲及び乙は、本協定上の地位又は本協定に基づき相手方に対して有する権利若しくは相手方に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(協定の変更又は解除)

第12条 甲及び乙は、神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要綱（令和2年4月1日）を遵守するものとし、これに違反した場合には、本協定を解除することができるものとする。

2 情勢の変化に伴い、本協定内容の一部を変更し、又は本協定の解除が必要となった場合は、甲乙が協議して決定する。

(適用関係)

第13条 本協定の内容と実施要綱の内容との間で齟齬がある場合には、本協定の規定を優先して適用するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月11日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市
神戸市長

東京都千代田区永田町二丁目11番1号

乙 株式会社NTTドコモ
代表取締役社長
